

野田市告示第204号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 6年 9月17日から 令和 6年10月 1日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 6年 9月17日

野田市長 鈴木 有

整理 番号	路線番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	2 2 3 5 7	北部 2 2 3 5 7 号 線	岩名一丁目 2 番 9 地先	
			岩名一丁目 2 番 1 8 地先	
2	7 1 3 7 6	関北 7 1 3 7 6 号 線	関宿元町字東 1 4 0 0 番 1 地先	
			関宿元町字東 1 3 7 2 番地先	
3	7 1 3 7 7	関北 7 1 3 7 7 号 線	関宿元町字東 1 4 2 2 番 1 地先	
			関宿元町字東 1 4 2 5 番地先	